



平成 24 年 4 月 12 日

各 位

会社名 株 式 会 社 松 屋
代表者 代表取締役社長執行役員 秋田 正紀
(コード番号 8237 東証第一部)
問合せ先 総務部 I R 室担当課長 白石 晴久
(T E L. 代表 03-3567-1211)

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る 基本方針の株主総会への付議について

当社は、平成 22 年 5 月 27 日開催の第 141 期定時株主総会において、当社定款に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の内容を決定するための議案をご承認いただき（以下、当該基本方針を「現買収防衛策基本方針」といいます。）、これに基づき、同日開催の取締役会において、現買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策（以下「現プラン」といいます。）の導入（更新）を決議しました。現買収防衛策基本方針及び現プランの有効期間は、いずれも上記定時株主総会終了後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、平成 24 年 5 月 24 日開催予定の当社第 143 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

現買収防衛策基本方針及び現プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成 24 年 4 月 12 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、以下のとおり、現買収防衛策基本方針を改定し、当社定款第 51 条に基づき新たな買収防衛策基本方針を定めること（以下、現買収防衛策基本方針を改定したものを「本買収防衛策基本方針」といいます。）を内容とする議案を本定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本買収防衛策基本方針への改定に際しては、実質的な内容の変更を含まない所要の修正を行っておりますが、その基本的な内容は現買収防衛策基本方針と同一であります。

当社は、上記議案について本定時株主総会において承認が得られた場合には、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策の導入（更新）を当社取締役会で決議し、これを公表する予定です。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の獲得・移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社に買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、(イ) 当社株式の大量取得行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に与える脅威の存否を判断し、当社株式の大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報・時間を確保し、(ロ) 当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報・時間を確保し、また、(ハ) 当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために行う大量取得行為を行う者との交渉を可能とすること等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するための合理的な枠組みが必要であると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1 当社の企業価値の源泉について

(1) 当社の企業理念について

当社は「生活文化創造集団」を企業理念として掲げております。すなわち百貨店事業を核に、常にお客様の生活意識を捉え、鮮度に敏感な情報発信地として、上質で洗練された都市生活者のライフスタイルを提案する企業グループとして歩み続けております。

(2) 当社の企業価値の源泉について

上記のとおり、当社は「生活文化創造集団」の企業理念の下、主に都市生活者に上質で洗練されたライフスタイルを提案することを通じて、企業価値を向上させてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は、常に時代の最先端のファッショや文化が集積し、且つ伝統と革新性を兼ね備えた独特的な文化を有する世界有数の商業地域、銀座の中で 87 年余りにわたり店舗を構え、「銀座らしさ」というものを基準に独自の店づくりをしてきたノウハウの蓄積にあります。これは、入れ替わりの激しい商業の最激戦区の中でも、長年にわたり地域を代表する百貨店という地位を維持し続け、主に都市生活者に対して銀座に相応しいステータスを体現する価値—消費価値、文化価値—を提供するノウハウと言えます。そして、これによる顧客満足の実現が当社の価値を向上させるものであります。

近年の銀座地区は、ヤング層で賑わう地区、ファストファッショやカジュアルショップが並ぶ地区等、地区ごとに店舗のグレード、イメージ、年齢層等の棲み分けがされてきています。その中でも特に、銀座本来の持つ、高級感、上質感、インターナショナル性を有している地区が、銀座本店周辺の地区であります。一方、同質化が進んでいると言われている百貨店においても、低価格化の流れが出ておりますが、銀座に期待されて来街される方々のご満足のために立地上のポテンシャルを最大化し、感度の高い都市生活者のライフスタイルを向上・洗練させる商品、サービスを提供すること—消費価値の提供—が、当社の第一の使命であります。

また、銀座は世界に誇る都市型商業集積であるだけでなく、歴史的に西洋文化・ファッショの情報発信の場であり、劇場、画廊も多く集まるなど、商業機能と文化機能の融合した個性的な街であります。銀座への来街者にとっての価値とは、銀座に相応しい消費価値、文化価値であると考えております。よって銀座の街の有する文化機能を継承し、文化・ファッショの情報発信をし続けること—文化価値の提供—が当社の第二の使命であります。

これら消費価値、文化価値の提供は、銀座の街においては、相互に必要不可欠なものです。そして、長年にわたる銀座での商売を通じ、お客様、お取引先、地域社会、従業員とともに築いた銀座を代表する百貨店としての信用、銀座という街を体現し、街の機能の一部を担うという使命感を基盤に、街や来街者の変化を敏感にキャッチし、変化に先んじた感度の高いライフスタイル・文化提案を行うことが、企業価値を向上させるものと考えております。

2 企業価値向上のための取組み

当社は、平成 22 年 4 月 12 日開催の当社取締役会において、利益回復と企業価値向上のための新たな中期経営計画である「中期経営計画（2010～2012 年度）」（以下「本計画」といいます。）を策定しました（なお、本計画の詳細については平成 22 年 4 月 12 日付の本計画に関するプレスリリースをご覧下さい。）。

本計画では、(1)「松屋銀座」のポテンシャル、優位性の最大化、(2)グループ事業の収益基盤の強化、(3)財務基盤の強化、(4)生産性の向上の 4 つを基本方針に掲げ、かか

る基本方針の実現へ向けて以下の諸施策を探ることとしております。

(1) 「松屋銀座」のポテンシャル、優位性の最大化

当社は、「銀座」という世界有数の商業地域に店舗を構えることの意義を再認識し、銀座本店のポテンシャル、優位性を最大限発揮していくことが、当社の企業価値向上に資するものと考えております。そこで、松屋ブランドの価値の源泉である銀座本店に経営資源を集中し、その独自性にさらに磨きを掛け、銀座を象徴する個的な存在となるべく、百貨店業における店づくり及び構造改革を以下のとおり実行しております。

具体的には、まず銀座本店について、銀座の中心に位置する店舗として、よりグレード感のある MD (商品政策) 構築を目指すと共に、インターナショナル性と伝統を兼ね備えた百貨店としてさらなるスペシャリティを追求し、「GINZA スペシャリティストア」として競争力の一層の向上を目指します。また、店舗近辺で展開する専門店事業も強化し、銀座地区での商機拡大、プレゼンス向上等の戦略強化を図っております。さらに、外国人来街者も重要顧客と位置づけ、銀座を代表する百貨店として、お取引先との協働による銀座限定商品の提供、サービス機能の強化による利便性向上等の取り組みを進めております。一方、MD、商品構成の再構築の中で、不採算、低収益な部門については見直しを進め、収益構造やコスト構造の改善を強力に推進し、厳しい環境下でも利益創出力のある店づくりを目指しております。

また、2010年3月には、独立していた浅草支店を銀座本店の下へと組織編入することで経営効率の向上を図るとともに、外販事業部も銀座本店の下へと組織編入することで店舗の営業政策との連携を強化しております。

これらに伴い、分散していた企画・販促業務を行う営業支援部門を本店長の下に集約することで、営業全般の政策立案及び計数管理を一元的に行い、銀座店と各部門との政策の連携を緊密にとり、営業全体の相乗効果を図っております。

(2) グループ事業の収益基盤の強化

利益重視の観点から、飲食業（アーバブル松屋グループ）、ビル総合サービス及び広告業（株式会社シービーケー）、輸入商品卸売業（株式会社スキャンデックス）等の当社グループ事業について、不採算、低収益事業の整理・合理化と収益事業への経営資源の集中を進め、収益基盤の強化を図っております。

(3) 財務基盤の強化

2010年度以降の3カ年は営業活動で獲得した利益やキャッシュフローは財務基盤の強化に充当し、各部門の投資は、自己資本の回復と有利子負債の返済という財務戦略との均衡を図りながら行っております。

(4) 生産性の向上

厳しい環境下においても利益の出る体质を構築するため、さらなる生産性の向上を目指しております。要員構成の変化を踏まえた役割や制度の見直し、オペレーションの再構築、アウトソーシングの積極活用等を進めております。

当社は、上記 1.に記載した企業価値の源泉を踏まえ、上記の諸施策に取り組むことで当社の企業価値・株主共同の利益向上を図ってまいります。

なお、2013 年度以降の中期経営計画については、本計画の達成状況及び今後の当社グループの事業を取り巻く経営環境等を総合的に勘案のうえ、今後検討する予定です。

3 コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役 2 名・社外監査役 3 名を選任し、経営に対する監視機能の強化を図っております。社内においても、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、内部監査室等の各組織を設置し、内部統制機能・監査機能を強化しております。また、当社は、業務執行の一部を執行役員に委任する執行役員制度を導入し、取締役の任期を 1 年とする等経営陣の責任の所在の明確化、経営の効率化を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

三 本買収防衛策基本方針の目的及び内容

1. 本買収防衛策基本方針の目的

本買収防衛策基本方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した本基本方針に沿って改定されるものです。

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するため、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報・時間を確保し、また、当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために交渉を行うこと等を可能とする合理的な枠組みとして、本買収防衛策基本方針を改定することいたしました。

なお、現在、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の提案を受け

ている事実はありません。当社の平成 24 年 2 月 29 日現在における大株主の状況は別紙 1 「大株主の状況」のとおりです。

2. 本買収防衛策基本方針の内容（本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本買収防衛策基本方針の概要

本買収防衛策基本方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし、下記(2)以下に定めるところに基づいた具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入（更新）を、本買収防衛策基本方針が承認された後の当社取締役会において決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する大量取得行為を行う者が遵守すべき手続が存在すること及び当社が差別的行使条件付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とするものです。

なお、本買収防衛策基本方針の有効期間は、本定時株主総会終結後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2014 年 5 月開催予定）の終結の時までとします。

(2) 本プランの内容

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等（下記(3)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（その詳細については下記(3)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(b) 新株予約権の無償割当てと特別委員会の利用／株主意思確認総会

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(5)「本新株

予約権の無償割当ての概要」にて後述し、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会規程(その概要については別紙2をご参照下さい。)に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これらに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会(下記(3)「本プランの発動に係る手続」(f)に定義されます。以下同じ。)を開催し、本新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。なお、本プランの導入(更新)当初における特別委員会の委員の氏名及び略歴については別紙3をご参照下さい。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、1度の本プラン実行につき最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案¹(以下、併せて「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合

¹ 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、本必要情報及び買付説明書の使用言語は日本語に限るものとします。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、これを受け、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることができます。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、現金以外の対価で買付けを行う場合における対価の価額に関する情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

⑦ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書及び特別委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、特別委員会が定める合理的な期間内（原則として 60 日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める充分な情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

② 特別委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたと特別委員会が認めた場合、特別委員会は、原則として最長 60 日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載するところに従い、特別委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「特別委員会検討期間」といいます。）を設定します。

特別委員会は、特別委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、特別委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対して当社取締役会による代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、特別委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、特別委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタン

トその他の専門家を含みます。) の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

特別委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実とその概要について速やかに情報開示を行います。また、本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、特別委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、上記の手続を踏まえ、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告又は決議をした場合その他特別委員会が適切と考える場合には、特別委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項（下記③に従い特別委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、かつ必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

なお、特別委員会は、買付等について下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その1に該当する場合には、必要性・相当性の観点から特に次の点について慎重に検討を行った上で本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

1. 株主、投資家の皆様に対する買付者等の情報提供状況
2. 買付等の対価等の内容
3. 買付者等による買付等の実現可能性
4. 買付者等による買付等の株主、投資家の皆様に対する強圧性
5. 当社取締役会による情報・資料、代替案の提示状況

また、特別委員会は、買付等について下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後

も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告をすることができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
 - (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなり、又は必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されないと判断した場合
- ② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合
- 特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が特別委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見及び特別委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。
- 但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、かつ必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。
- ③ 特別委員会が特別委員会検討期間の延長・再延長を行う場合
- 特別委員会が、当初の特別委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行います（但し、延長・再延長する場合の延長期間は、原則としてそれぞれ 30 日間（合計 60 日間）を上限とします。）。

上記延長の決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(d)①に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)(i)以外の場合（特別委員会が(i)の留保を付さずに本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合を含みます。）において、ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会（その定足数等は、会社法及び当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとし、本書において「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意を確認するものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会が上記(d)②に従い本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合には、原則として株主意思確認総会を招集しないものとします。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は以下のとおりです。なお、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず特別委員会の判断を経ることになります。

発動事由その1

上記(3)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び同(c)に定める特別委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等（当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合を含みます。）である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当する場合

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合
 - ① 株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の経済的条件（対価の価額・種類、買付等の時期、支払方法等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等の提案の内容（買付等の経済的条件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が、「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」に具現化される当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な企業価値の源泉を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響を与える買付等である場合

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙4「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当の効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当の効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 ヶ月間から 2 ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者¹⁰、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹¹、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本(iii)において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本(iii)において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者¹²（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、別紙4「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。さらに、自らが特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別に定める日において、当該者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙4「新株予約権無

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

「償割当ての要項」をご参照下さい。

(6) 本プランの有効期間（サンセット条項）

本プランの有効期間は、本買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、本定時株主総会終結後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2014年5月開催予定）の終結の時までとします。

(7) 本プランの廃止及び変更等

本プランの導入（更新）後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本買収防衛策基本方針は当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の買収防衛策基本方針に従うよう変更され又は廃止されるものとします。また、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることができます。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本買収防衛策基本方針に反しない範囲、又は会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で必要に応じて本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(8) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成24年4月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 本買収防衛策基本方針及び本プランの高度な合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本買収防衛策基本方針及び本プランは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

即ち、当社取締役会の同意のない企業買収を全て阻害する意図はなく、あくまでも、株主の皆様が株式を買付者等に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために必要な十分な情報と時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことを確保することを目的としています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上のためのものであること

本買収防衛策基本方針及び本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって改定・導入（更新）されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本買収防衛策基本方針は、上記のとおり本定時株主総会において承認可決されることにより決定されます。そして、本プランは、本定時株主総会において本買収防衛策基本方針の承認可決の決議がなされた場合に導入（更新）されるものです。

また、上記 2.(3)「本プランの発動に係る手続」(f)に記載したとおり、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、特別委員会が予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は当社取締役会が、一定の状況の下で、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することとしております。

加えて、本買収防衛策基本方針及び本プランには有効期間を 2 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、株主総会の決議により本買収防衛策基本方針を変更又は廃止することが可能であり、かかる変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の買収防衛策基本方針に従うように速やかに変更又は廃止されることになり、その意味で、本買収防衛策基本方針及び本プランの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくことになります。

(4) 必要性・相当性の原則を充足していること

(a) 株主平等の原則

本プランは、発動時には、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しています。本新株予約権には、権利行使条件が付されており、特定買付者等は、原則として、権利行使が認められませんが、本新株予約権自体は特定買付者等を含めた全ての株主に割り当てられます。その意味では、本買収防衛策基本方針及び本プランは、株主平等の原則を充足します。

(b) 財産権の保護

本プランの発動時に割り当てられる本新株予約権には権利行使条件が付されています。そのため、特定買付者等について、保有する株式の希釈化に伴う財産上の損失が発生する可能性があります。

但し、無償割当てされる本新株予約権には、譲渡制限が付されますが、これは特定買付者等が割り当てられた本新株予約権を一切譲渡できないことを意味する訳ではありません。即ち、特定買付者等は、当社の承認の下に、割り当てられた本新株予約権を第三者に譲渡することによって、生じた財産上の損失を補填する余地があります。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本買収防衛策基本方針の改定及び本プランの導入（更新）にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます（なお、本プランの導入（更新）当初における特別委員会の委員の氏名及び略歴については別紙3をご参照下さい。）。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記2.(3)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、こうした特別委員会が、特別委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 2.(3)「本プランの発動に係る手続」(d)及び 2.(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(7) 第三者専門家の意見の取得

上記 2.(3)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができますこととされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2.(7)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができるです。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は 1 年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(9) その他

(a) 随伴性のないライツプランには該当しない

本プランは、導入（更新）時点で新株予約権の発行を伴いません。従って、本プランは、導入（更新）時点の株主に対し新株予約権を割当てておく、いわゆる「随伴性のないライツプラン」には該当しません。

(b) 流通市場における株価形成を不安定にする要因を限定

本プランは、一旦、本プランの発動の決定がなされた後に、その発動が中止される可能性があります。しかし、前記 2. (3)「本プランの発動に係る手続」(d)①(i)・(ii)のように、中止され得るケースを明確に示しております。従って、流通市場における株価形成を不安定にする要因を限定できているものと考えます。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

- (1) 本買収防衛策基本方針の改定及び本プランの導入（更新）時に株主の皆様に与える影響

本買収防衛策基本方針の改定及び本プランの導入（更新）時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

- (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(3)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭

を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、特定買付者等については、割当てられた本新株予約権の権利行使が認められません。そのため、割当比率に応じて株式の希釈化が生じ、損害が発生する可能性があります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかる株主の皆様に交付することができます。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、特定買付者等からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることができます。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主・投資家の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

別紙 1

当社の大株主の状況

平成 24 年 2 月 29 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

順位	株主名	当社への出資状況	
		持株数 (株)	出資比率 (%)
1	松屋取引先持株会	3,257,000	6.11%
2	(株)オンワードホールディングス	2,791,000	5.23%
3	(株)みずほ銀行	2,483,000	4.65%
4	(株)三菱東京 UFJ 銀行	2,483,000	4.65%
5	東武鉄道(株)	2,411,000	4.52%
6	大成建設(株)	1,900,000	3.56%
7	松岡地所(株)	1,894,670	3.55%
8	東京海上日動火災保険(株)	1,789,900	3.35%
9	THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,749,300	3.28%
10	東武土地建物(株)	1,663,425	3.12%

特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任する。特別委員会の委員は3名以上とし、取締役会は、社外取締役及び社外監査役の同意を得て、(iii)社外有識者を特別委員会の構成員に加えることができる。但し、社外有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。なお、社外有識者の人数は特別委員会の半数以上となってはならない。
- ・ 特別委員会委員の任期は、2014年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する（但し、①に定める本新株予約権無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの廃止又は変更（但し、変更については、本買収防衛策基本方針に反しない範囲、又は会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断

- ② 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
- ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- ④ 買付者等との交渉・協議
- ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、当社取締役会から提出された代替案の検討・提示
- ⑥ 特別委員会検討期間の延長・再延長
- ⑦ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
- ⑧ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書及び特別委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内（原則として 60 日以内とする。）に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 特別委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する当社取締役会による代替案の提示を行うものとする。
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

特別委員会委員略歴

○ 服部剛（はつとりつよき）

【略歴】

昭和 30 年生まれ

昭和 54 年 4 月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）
入社
平成 16 年 10 月 同社本店営業第二部長
平成 20 年 6 月 同社関西営業第三部長
平成 21 年 6 月 同社執行役員関西営業第三部長
平成 23 年 6 月 同社常務執行役員（現任）

※ 服部剛氏は、会社法第 2 条第 15 号に規定される当社社外取締役の要件を満たす社外取締役候補者であり、本定時株主総会で選任後、当社社外取締役に就任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○ 石橋博（いしばしひろし）

【略歴】

昭和 23 年生まれ
昭和 49 年 4 月 弁護士登録
丸の内総合法律事務所 入所（現任）
平成 10 年 5 月 株式会社松屋社外監査役（現任）
平成 19 年 5 月 同社特別委員会委員（現任）

※ 石橋博氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○ 佐藤安弘（さとうやすひろ）

【略歴】

昭和 11 年生まれ
昭和 33 年 4 月 麒麟麦酒株式会社入社
平成 8 年 3 月 同社代表取締役社長
平成 13 年 3 月 同社代表取締役会長
平成 16 年 3 月 同社相談役
平成 19 年 5 月 株式会社松屋特別委員会委員（現任）
7 月 麒麟麦酒株式会社がキリンホールディングス株式会社へ商号変更
同社相談役
平成 20 年 3 月 同社名誉相談役（現任）

※ 佐藤安弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

II. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- 3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社

分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に對象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるとときは、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という。）は、新株予約権を行使することができない。
なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。
 - ①「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
 - ②「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
 - ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合

には、当該条件が満たされている場合に限る。)

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることができが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権行使することができない。
 - 4) 上記 3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権行使することができない。
 - 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のため行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権行使することができるものとする。
 - 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権行使することができない者(特定買付者等を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記 1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別に定める日において、当該者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行
新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

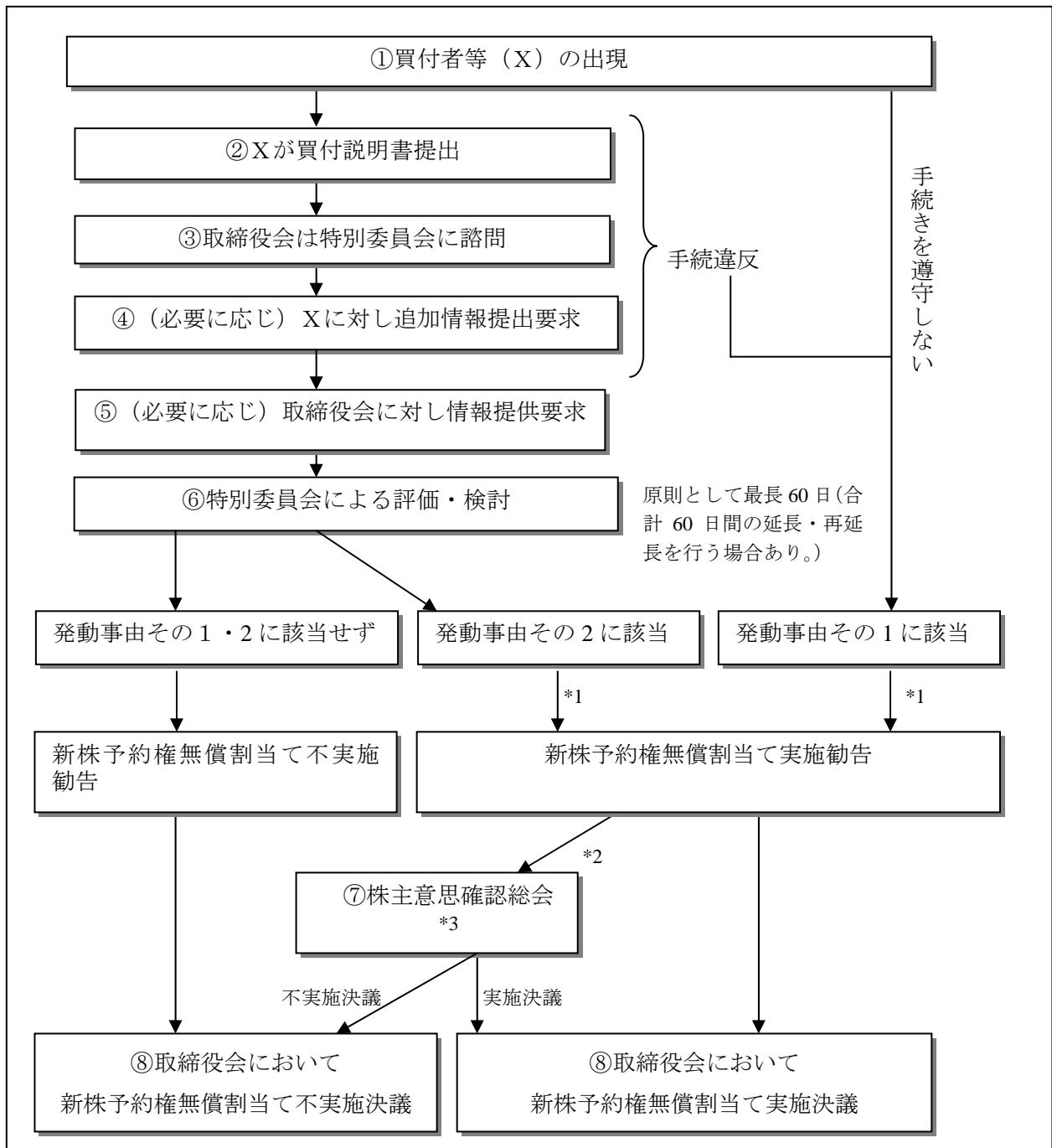
(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2012年4月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

ご参考

【本プランの流れ(イメージ概要)】



*1 特別委員会が必要性・相当性の観点から新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断した場合

*2 発動事由その2の該当可能性が問題となっており、特別委員会がその勧告において予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合

*3 上記*2の場合のほか、当社取締役会が、一定の状況の下で株主総会に諮ることが適切と判断した場合。

(注) 上記フローチャートは、本プランの概要を分かりやすく説明するための参考資料です。本プランの詳細は本文をご覧下さい。